

令和6年 第3回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和6年3月28日（木）14時00分

2. 場 所：由布市役所本庁舎 本館3階 大会議室

3. 出席委員 9名

会 長 7番 坂 本 成 一

委 員 1番 縣 次 男

3番 秋 吉 一 郎

4番 高 田 英

5番 大 津 雄 司

6番 大 野 重 利

8番 江 藤 国 子

9番 安 部 義 浩

10番 麻 生 秀 昭

4. 欠席委員 2番 二 宮 寿 徳

11番 橋 本 早 人

5. 議事参与が制限された委員数 1名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について

② 農地法第3条許可の許可取り消し願いについて

③ 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

④ 農地法第4条の規定による許可申請について

⑤ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

⑥ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

⑦ 非農地証明の発行について

⑧ 農用地利用集積計画について（貸借権設定）

⑨ 農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）

⑩ 令和6年度最適化活動の目標の設定について

⑪ その他

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 二宮啓幸、次長 長松喜久一、主査 小原匡博、主任 興梠 太希、

行政専門員 衛藤哲男

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中9名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和6年 第3回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全員
異議なし

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。次に、会議録署名人の1名を指名します。本日の会議録署名委員は、議席番号5番 大津 雄司委員にお願いしたいと思います。宜しくをお願いします。次に、採決についてお諮りします。これから、採決します日程第1から第10までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

全員
異議なし

議長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約について」
(議案第1号～5号 5件)

議長

それでは、日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、議案朗読説明。

議長

議案1号から5号につきましては、皆さんに報告という事で了承して頂きたいと思います。

■日程 第2 「農地法第3条許可の許可取り消し願いについて」
(議案第6号 1件)

議長

それでは、日程第2 農地法第3条許可の許可取り消し願いについて、1件あります。
事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第3条許可の許可取り消し願いについて、議案朗読説明。

議長

それでは、議案6号につきまして、質問がある方はお願いします。

(4番 高田 英委員より挙手あり。)

議長

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

3条の申請が出てから許可が出るまでそんなに日数はかかってないと思うんですが、売買が成立しなくなったためとしか書いてないんですけどもう少し具体的な理由がわかれば教えてください。

事務局

はい、3条の許可を得るまでの話なんですけれども、受人と渡人の間でこの3筆を売買しようということで進んでいたんですけれども、許可が出た後に別の方がここを作りたいという話が出てきて、渡人はその方と知り合いだったのでその方に所有権移転した方が間違いなく今後ともこの農地が活用されるのではないかという話になって、そこで3者で話をしたそうで結局この3条許可については取り消しを行い、後日改めて別の方との3条申請で上がってくる形になるかと思います。

私が把握している限りではこういった経緯があるようです。

4番 高田 英 委員

わかりました。

議長

他に質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、許可を取り消してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第3 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第7号～18号 12件)

議長

それでは、日程第3 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、12件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案16号については、申請内容について確認を行う点が何点かありますので本日の第3回総会では審議せず、次回以降に持ち越させていただきたいと思います。なお、申請者本人にも本日審議しない旨はご報告しております。よろしくお願いいたします。

議長

議案7号について、担当の橋本委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、議案番号7番についてです。

まず、場所ですが淵7区で西南橋という橋がありましてその近辺です。

受人は農機具なども非常にしっかり持っていて、経験年数とかもしっかりございます。何ら問題ない案件かと思っておりますので審議をお願いします。

議長

それでは、議案7号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案8号につきまして担当の橋本委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、ご説明いたします。

まず場所ですが、淵5区に熊野神社という神社があるんですがその横になります。

渡人と受人は親戚にあたります。渡人の方が農業をするのが厳しくなってきたので、この度受人に売買で所有権移転したいという申請です。

受人は認定農業者でもありますし、これも問題ないかなと思っております。以上です。

議長

それでは、議案8号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案9号につきまして議席番号9番 安部 義浩委員より説明をお願いします。

9番 安部 義浩 委員

はい、説明いたします。9番の安部です。

受人は湯布院の人で、渡人は現在明野に住んでいるんですが元々は篠原に住んでいたようです。

理由としてはそこに書いてありますが、宅地を購入するということで、その横に付随する畑がありましてそれも一緒に購入し野菜などを作るということで別に問題はなかなと思っております。

審議のほうよろしく申し上げます。

議長

それでは、議案9号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

議案10号について、4番 高田委員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。

(4番 高田 英 委員 退席)

それでは、議案10号につきまして議席番号8番 江藤 国子委員より説明をお願いします。

8番 江藤 国子 委員

それでは議案番号10番について説明いたします。

場所は湯布院町内から川北の老人ホーム温水園に向かう途中の地鶏焼き屋すばるの前になります。

渡人は湯布院で司法書士をされていまして。この土地を長男ということで相続していましたが、司法書士をやめて現在は大分市に住んでおり、農作業できないので川北の実家に住んでいる弟の受人に贈与するという事です。

畑で、傾斜が多く有効面積が少なく、自家用野菜を受人が4年前から耕作しており問題ないと思います。以上です。

議長

それでは、議案10号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

高田委員 お入りください。

(4番 高田 英委員 着席)

高田委員に報告致します。

挙手多数により承認されました。

4 番 高田 英 委員
ありがとうございました。

議 長
続きまして、議案 11 号につきまして議席番号 9 番 安部 義浩委員より説明をお願いします。

事 務 局
はい、議案番号 11 番について説明いたします。9 番の安部です。
場所は県道龍原挾間線の旧提子土地改良区の提子のトンネルがあったところです。
渡人は今西長宝に住んでいるんですが、自分の元の家が空き家なので宇目町の受人が買ったということです。
面積的に約 1 町歩あるので私も心配して、機械とかはどうするんですかと聞いたんですがここは中山間の交付金の対象になっておりまして渡人の親戚の人なんかが機械を貸すと、お手伝いもするということで、心配ないからということで話がありました。まあそういうことであればということで審議の方よろしくをお願いします。

議 長
それでは、議案 11 号につきまして、質問がある方はお願いします。

(4 番 高田 英委員より挙手あり。)

議 長
高田委員さんどうぞ。

4 番 高田 英 委員
確認なんですけど、登記地目が田んぼになってるんですけど、申請理由のところに野菜を作るとなってますけどこれはどちらですか。

事 務 局
それでは私の方から答えさせていただきます。
登記地目はたしかに田となっているんですが、水稻中心ではあるんですが野菜や栗とかも植えたいというようなお話でした。田として作りやすいところは田で作って、それが難しいようなところでは野菜と栗とかをやるというようなことです。
ちょっと申請事由の書き方がわかりにくかったかもしれません。失礼いたしました。

議 長
いいですか。

4 番 高田 英 委員
はい。

議 長
他に質問ありますか。

(ありません。)
質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案 1 2 号につきまして議席番号 6 番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6 番 大野 重利 委員

それでは説明いたします。
場所は挾間町来鉢で石城の幼稚園の前あたりになります。
受人は耕作の経験はないんですが土建屋さんをこの近くでやってまして、面積も 198 m²ですから問題はないのかなと思っております。
審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案 1 2 号につきまして、質問がある方はお願いします。
(ありません。)
質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案 1 3 号につきまして私（議席番号 7 番 坂本 成一委員）の案件なんですけど、すみませんちょっと思い出せなくて、事務局よりちょっとお願いします。

事 務 局

それでは事務局の方から説明させていただきます。
渡人と受人はご家族ということで…。

7 番 坂本 成一 委員

すみません、思い出しました。ちょっと記憶が飛んでて説明できませんでした。
渡人と受人は親子です。生前に済ませときたいということで贈与するということで、受付しました。
田んぼもかなりきれいに手入れされていて、親父さんもまだ元気なので今のうちに贈与したいということです。よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案 1 3 号につきまして、質問がある方はお願いします。
(ありません。)
質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案 1 4 号につきまして私（議席番号 7 番 坂本 成一委員）より説

明いたします。

7 番 坂本 成一 委員

先ほど4号議案ででした案件ですが、受人はこれまでこの土地を借りて耕作してましたが、渡人ももう耕作できそうにないし認定新規就農者の受人に売りたいということで、売買することになったそうです。

問題はないかと思います。よろしくお願いします。

議 長

それでは、議案14号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案15号につきまして担当の橋本委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事 務 局

はい、ご説明いたします。

まず場所ですが、庁舎を少し上るとひばり保育園があるかと思えます。その道路を挟んで反対側に新築の宅地が何軒かあると思うんですが、その一本裏手の旧道沿いになります。

受人は今回申請する土地の横に自宅があります。これまで農業経験は特にないらしいんですが、現在草刈り機と耕運機は持っているということで、今後は状況を見て増やしていきたいというお話でした。

農地の面積もそこまで広くないので、大丈夫かなと考えております。以上です。

議 長

それでは、議案15号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

議案16号は先ほど事務局から説明があったように今月は飛ばします。

続きまして、議案17号につきまして議席番号8番 江藤 国子委員より説明をお願いします。

8 番 江藤 国子 委員

17号と18号は一緒に説明してもいいですか？

議 長

そうですね、交換なので17号と18号は一括してお願いします。

8 番 江藤 国子 委員

17号と18号を説明させていただきます。

このお二方はすぐ近所に住んでまして、お互いの飛び地を交換したら自分の土地がちょうどよくまとまるので、今回交換しようという話になりました。

二人とも農業をちゃんとされてる方なので問題はないと思います。以上です。

議 長

それでは、議案17号と18号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第4 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第19号 1件)

議 長

続きまして、日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について、1件あります。
事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案19号につきまして議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6 番 大野 重利 委員

それでは説明いたします。

挾間町の古野、ちょうど大きい交差点のところですが、そのちょっと上になります。

転用者は医科大学の先生をされていると聞いています。自己所有の農地に家を建てたいという話であります。

審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案19号につきまして、質問がある方はお願いします。

(4番 高田 英委員より挙手あり。)

議 長

高田委員さんどうぞ。

4 番 高田 英 委員

4ページの計画図の見方がよく分からないんですけど、字図の方を見ると13-3に田んぼがあるようになってますけど、それはこの中に含まれているんですか？ちょっと良く分からないんですが。

事 務 局

4 ページの計画図を見たときに図の右下の方に、コピーでちょっと薄くなっているんですけど赤線があると思います。文字がちょっと小さいんですが5 m延焼ラインとか3 m延焼ラインって書かれているのにちょうど被るような位置ですけど。車の絵の右下の方と言ったらわかりますかね。

4 番 高田 英 委員

ああ、あるなあ。

事 務 局

ちょっとコピーの関係で薄くなってしまったんですけど、一応その赤線が土地の境界ということで。

4 番 高田 英 委員

ああ、あるある。これが農地ということですね。

事 務 局

そうです。その赤線に囲まれた部分が農地として残す、家庭菜園のような、ということ。

議 長

他に質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第5 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」

(議案第20号 1件)

議 長

続きまして、日程第5 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程5 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案20号につきまして、質問がある方はお願いします。

(4番 高田 英委員より挙手あり。)

議 長

高田委員さんどうぞ。

4 番 高田 英 委員

申請事由が事務所になっていますが、これは何の事務所ですか？

事 務 局

これは受人の法人が芹川発電所の工事を請けておりまして、その工事をするための事務所を構えるための申請と聞いております。

議 長

他に質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第6 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第21号～22号 2件)

議 長

続きまして、日程第6 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程6 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案21号の説明を議席番号3番 秋吉 一郎委員より説明をお願いします。

3番 秋吉 一郎 委員

21号議案について説明をします。資料は11ページから14ページですね。

申請地は湯布院町の下湯平、畑地区という所であります。

JR湯平駅から10分ほど歩いたところに畑公民館というのがあるんですけど、その公民館の周辺の土地の農地であります。

転用目的については宅地用地となっています。それから受人ですが、現在は湯平小学校の近くに住んでいるんですけど、令和2年、3年、4年と豪雨災害があり、花合野川で何人か死んだことがあったかと思います。その関係で河川の被害が大きかったこともあり、河川工事で花合野川を拡幅するということで、自宅が立ち退きしないといけなくなったと。本人は畑地区に住みたいということで、この羽田公民館の近くに用地を探したということです。

申請について、周辺の同意とか水路の同意とか取れておりますので問題はないかと思えます。

審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案21号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案 22 号につきまして議席番号 5 番 大津 雄司委員より説明をお願いします。

5 番 大津 雄司 委員

それでは説明します。議案番号 22 番です。資料は 17 ページからになります。
場所は挾間町下市です。

今回渡人が 2 名いらっしゃいますが兄弟でありまして、土地を相続したんですが農業はやってなかった所以他の方に耕作してもらっていたようです。

今回処分するということで宅地分譲用地としての売買となっております。

以上です。

議 長

それでは、議案 22 号につきまして、質問がある方はお願いします。

質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

■日程 第 7 「非農地証明についての審議」

(議案第 23 号～26 号 4 件)

議 長

続きまして、日程第 7 非農地証明の発行について 4 件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第 7 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議 長

23 号について質疑を求めたいと思います。

質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

続きまして 24 号について、4 番 高田委員が会議規則第 12 条の議事参与制限により退席となります。

(4 番 高田 英 委員 退席)

24号について質疑を求めたいと思います。

質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

高田委員 お入りください。

(4 番 高田 英委員 着席)

高田委員に報告致します。

挙手多数により承認されました。

4 番 高田 英 委員

ありがとうございました。

議 長

続きまして25号について質疑を求めたいと思います。

質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

続きまして26号について質疑を求めたいと思います。

質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

■日程 第8 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案第27号～44号 18件)

議 長

日程 第8 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）18件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第8 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議長

それでは、議案27号から29号は継続の案件です。

質問はありませんか。

（ありません。）

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

それでは、議案30号からは新規の案件です。

質問はありませんか。

（ありません。）

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案31号について質問はありませんか。

（ありません。）

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案32号について質問はありませんか。

（ありません。）

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

（挙手 多数）

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

議案33号から44号までは借受人が同一のため一括して審議したいと思いますがいいいでしょうか。

それでは質問はありませんか。

（4番 高田 英委員より挙手あり。）

議長

高田委員さんどうぞ。

4番 高田 英 委員

ちなみになんですけど、33号から44号まで受けたときにどのくらい面積増えるんで

すか？

9 番 安部 義浩 委員

今計算したら51,600㎡ぐらい。36筆で。

まあ、場所的に見ると繋がってるところなのかなと思うんだけど、まあ45歳だから大丈夫なのかなと思うけどな。

1 番 縣 次男 委員

最近まで私の近くの人が作ってたんやわ。だけどのその人がやめてな。

ここは田が広いから誰でもできる。何も問題ないわ。

議 長

いいでしょうか。他に質問ありませんか。

(ありません。)

それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第9 「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」

(議案第45号～46号 2件)

議 長

日程 第9 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業分)2件あります。
事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第9 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業分)、議案朗読説明。

議 長

議案45号の案件、ご質問があればお願い致します。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

議案46号の案件、ご質問があればお願い致します。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第9 「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」

(議案第47号 1件)

議 長

日程 第10 令和6年度最適化活動の目標の設定等について 1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第10 令和6年度最適化活動の目標の設定等について、議案朗読説明。

議長

議案47号の案件、ご質問があればお願い致します。

(8番 江藤 国子 委員より挙手あり。)

議長

江藤委員さんどうぞ。

8番 江藤 国子 委員

遊休農地の状況の緑区分とか黄色区分とかってなんでしたっけ？

事務局

緑区分がトラクターとか耕運機で耕せばすぐ作付けが可能な状態です。黄色というのはトラクターや耕運機で耕してもちょっと植えられない、専門用語で言うと基盤整備とかまでしないと作付けが出来ない、そんな状態が黄色です。この2つが1号遊休農地で、2号遊休農地が荒廃農地ということになります。

農地パトロールで皆様に書いてもらった数字で言うと、1が緑、2が黄色、5が2号遊休農地ということになります。

議長

他に質問ありませんか。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

■日程 第9 「その他」

議長

その他で何かありますか。

(農地利用最適化推進委員 首藤 勇二委員より挙手あり。)

議長

首藤委員さんどうぞ。

農地利用最適化推進委員 首藤 勇二 委員

議案番号22号の下市の土地なんですが、ここの隣の土地を私が今借受しているんですけど、周りがもうかなり宅地になってて今回の申請地も宅地になって家が建つと、借りてる土地に借りてる土地に日があまり当たらなくなるんですが、こういう時

に建築条件を聞いて承認したりされるんですかね？

事務局

一応申請書類の添付書類の中に隣地同意書っていうものがありまして、申請地に隣接する農地がある場合には所有者に同意書を取ってもらうようお願いしています。

今回は、作っているのは首藤さんということですが、土地所有者からの同意は取れています。

それで、日当たりの影響ということですが、農地法の審査の中で周辺農地への影響というものはあります。ただし一般住宅ぐらいの高さでの日陰ではそれをもとに不許可ということにはならないと思います。

農地利用最適化推進委員 首藤 勇二 委員

この付近で他にも土地を借りてるんですけど、隣に家が建つとどうしても南側を開ける関係で北側に寄ってきて、二階建ての家なんかで北側に農地があると日照がほとんど当たりません。

だから平屋建てにするとか条件を付けてもらうかなんかしてもらいたいなと思おうんですけど、どうですかね。

9番 安部 義浩 委員

ちょっといいですか。

私の案とすれば、首藤さんと地権者さんが利用権設定とかして賃貸借契約とかしてと思うので、首藤さんが作っているうちに日照のことで作物の出来が悪くなれば賃料を少し減らすとか、そういうふうな感じで首藤さんが地権者と話をつけてもらわないと、農業委員会としては日照権がどうこうで平屋にしてとかは言えないと思うんですが。というのが私の意見です。

地権者さんは隣地の同意でいいですよということを認めているので、あとは子の地権者と耕作者の話し合いかなと思うんですが。

事務局

さっき言ったように今回の日当たりについて、農業委員会の方で平屋建てを条件とするとか日当たりを確保するとかは法律上無理だと思います。

なので耕作についての話は、今安部委員が言われたように地権者と耕作者の間で直接話してもらう部分かなと思います。

農地利用最適化推進委員 首藤 勇二 委員

わかりました。

議長

地主との交渉で対応していただきたいと思います。
他にありませんか。

(農地利用最適化推進委員 加藤 和夫委員より挙手あり。)

議長

加藤委員さんどうぞ。

農地利用最適化推進委員 加藤 和夫 委員

推進委員の加藤ですけど、細長くて地積が狭い田があるんですけど、そこに私の知

らないうちに桜の木が数本植えられていたんですけど、こういう時にどういうふうに対処するのかお聞きしたいんですけど。

事務局

桜の木は農業にはあたらないので、厳密に言うと違反転用ということになるのかなと思います。まあ、実際確認してみないと分からないですけど。

まあ、何もせず勝手に植えていい話にはならないかなと思います。

農地利用最適化推進委員 加藤 和夫 委員

あの、地主が植えたんじゃないくて一時的に借りてた人が植えて、借りるのをやめた段階でそのまま放置されているという状況なんです。その時に事務局として現地確認をするなり指導ができるかどうかお聞きしたいんですけど。

議長

もしこれ中山間が絡んでいたら、庭木とか桜の木とか植えられんけんあ。

農地利用最適化推進委員 加藤 和夫 委員

下市なので平坦地だから中山間は関係ないかなと。

事務局長

事務局の方からですが、言われる通り桜の木は農業に当たらないものですので、実際にその桜の木が立っていることで周辺に迷惑が掛かるということがあれば事務局の方に相談していただいて、必要に応じて所有者の方に適正な管理をしていただくように指導することが出来ます。

農地利用最適化推進委員 加藤 和夫 委員

今事務局長が言われた言い方だと、植えていても周辺に迷惑がかからなければいいというような説明に聞こえるんですけど。

事務局長

農地にそういった樹木があるということは現実には市内のいたるところであります。それを事務局が一つ一つチェックして指導していくということになるときりがないので、特によくないような状況を及ぼすことがあれば必要に応じて対応するというふうに考えております。今回何かそういったことがありますでしょうか。

農地利用最適化推進委員 加藤 和夫 委員

いやあのね、桜の木ですから年々成長していくわけですよ。1年2年はよくても、何年もすれば大きくなって迷惑をかける、かけるというより地主が迷惑するんですよ。

事務局長

地権者の人はよく知っている人ですか？

農地利用最適化推進委員 加藤 和夫 委員

知ってる人だけどね、推進委員の立場でどれだけ行政指導ができるかということなんですよ。

事務局長

今おっしゃられたように推進委員だからではなく、地元の近隣者として一度そういったお話をしてもらえればと思います。

こういった事例の場合よくあるのは所有者が分からないとか遠方にいるとかいうことなんですが、近所の人で話してもらったらそれで収まるということもあると思いますので。もしそれで難しい場合には農業委員会の方から指導することが出来ますので。

農地利用最適化推進委員 加藤 和夫 委員

要は推進委員の立場から、あの桜の木は切ってくださいと言えるんですかね。言っていていいんでしょうか。

事務局 長

推進委員の業務の中には農地を適正に管理していくようにするというのがありますので、そういった意味ではそういった話をしてもらってもいいかと思いますが、そこで話がうまくいかない場合には事務局の方に相談いただければと思います。

農地利用最適化推進委員 加藤 和夫 委員

私の方からは要請するしかないんですよね。地目が田だから切っていただきたいという程度しか言えないんですよね。それでいいんですよね。

事務局 長

そういうことが言える相手であれば一度お話ししていただければと思います。

ただ全く対応してもらえないとかいう場合には、繰り返しになりますが事務局の方に相談してもらえればと思います。よろしいでしょうか。

農地利用最適化推進委員 加藤 和夫 委員

わかりました。

議長

他にありますか。

(8番 江藤 国子委員より挙手あり。)

江藤委員さんどうぞ

8番 江藤 国子 委員

この前利用意向調査をした時に、山際の土地を持ってる人たちはやっぱりもう作れないから花の木を植えて管理したいっていう人が結構多くって、荒れてしまって藪になるよりは積極的に桜の木とか植えて山際がきれいになった方がいいんじゃないかと思ったりするんですけど、そういう需要に対応することはできないですかね。

事務局 長

そういった場合には手続きを踏んでいただいて植林をするということになると思います。

8番 江藤 国子 委員

手続きを踏めばできるんですか？

事 務 局 長

そうですね、何もしないですと違反っていうことになりますから。

議 長

他に何かありませんか。

無いようですので終了したいと思います。

以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。